

令和元年度中津市所管社会福祉法人指導監査 実施方針・実施計画等について

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令、通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

令和元年度の一般指導監査について、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条第1項の規定に従い実施方針を定める。

1. 実施方針

運営状況の良好な社会福祉法人については、監査の実施の周期を3箇年に1回とする。ただし、法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容等から、当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、監査の実施の周期にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

2. 重点項目

前年度に引き続き、改正後の社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを指導監査の重点事項とし、特に次の事項を確認する。

- ア 評議員及び評議員会に関する事項
- イ 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項
- ウ 事業運営の透明性の向上に関する事項

3. 年間指導監査実施計画

中津市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、令和元年度の年間指導監査実施計画を次のとおり定める。

なお、年度途中で指導監査の必要が認められた法人があるときは、随時、一般指導監査を実施する。また、事由に応じて特別指導監査を実施する。

(1) 実施時期

令和元年10月から令和2年2月の間

(2) 監査予定法人

10法人

(3) 実施方法等

- ア 対象法人に対して、おおむね1月前までに通知
- イ 事前資料の提出（監査日のおおむね10日前まで）
- ウ 社会福祉法人事務所にて実地監査

(4) 監査結果

監査実施後、2～3週間を目途に監査結果の通知を行い、通知後1ヶ月を目途に改善報告書の提出を求める。